



<令和4年度神奈川県社会福祉協議会>

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業ご案内

◇貸付対象

介護福祉士・社会福祉士になるための養成施設(学校)に入学する予定の人で、卒業後に国家資格を取得・登録後、神奈川県内の福祉・介護施設等で、所定の介護職や相談援助職に常勤的に従事する意思のある人

◇貸付金額

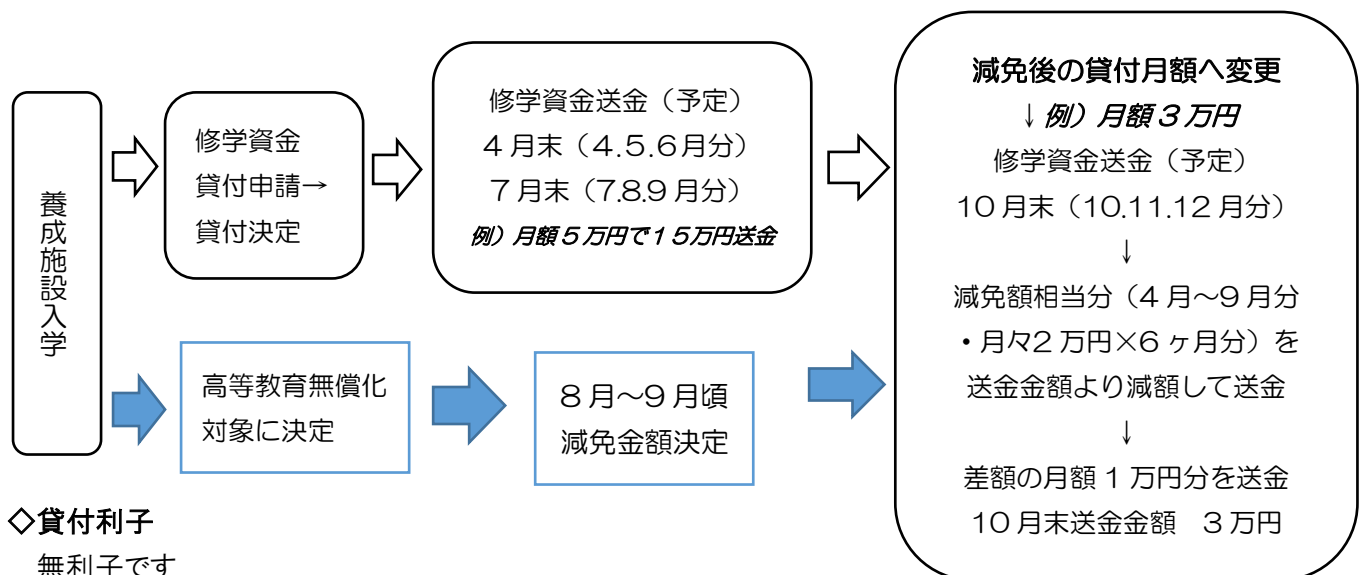
- ①修学資金 月額5万円以内(修業年限内) ※1
～ 5万円または3万円の定額を基本としますが、それ以外の金額をご希望の方はご相談ください ～
- ②入学準備金 20万円以内(入学した年/希望者のみ) ※1
- ③就職準備金 20万円以内(卒業する年/希望者のみ)
- ④国家試験受験対策費用 1回4万円(修業年限/回、介護福祉士養成施設の希望者のみ)
- ⑤生活費加算(修業年限内/「生活扶助」相当額※お住まいの地域によって金額が異なります)

※1 他制度(高等教育の修学支援制度(高等教育無償化)による給付型奨学金および授業等減免など)の対象になった場合、本貸付制度との併用ができない場合があります。その場合、貸付決定金額の減額または送金停止となります。すでに重複して借受けた貸付金については、返還義務が発生します。

重複して借受けた貸付金は、次回以降の貸付送金額より返還金額を差引くことで返還金に充てることとなります。申出なく他制度と修学資金の併用を行った場合は、貸付金の一括返還となります。

なお、修学資金は授業料のほか、修学に必要な資金(教材費・実習費用など)を含めての貸付になります。

～ 例) 高等教育無償化の対象者となった場合 ～



◇貸付利子

無利子です

◇貸付期間

学校に通う正規の修学期間に限ります(2年制の専門学校であれば2年間、4年制大学では4年間が修学期間です)。

休学又は停学中は貸付を停止し、復学したときに貸付を再開します。留年した場合、追加の貸付けはありません。

◇連帯保証人

- ・申請者が18歳未満の場合は、法定代理人の同意が必要となります。原則として法定代理人に連帯保証人となっていただきます。法定代理人が生活保護受給者等で資力のない場合は、資力のある連帯保証人が必要となります。
- ・連帯保証人は、安定した収入のある原則20歳以上65歳未満の方で、日本国籍または永住者の方とさせていただきます。
- ・外国人留学生等については、就労支援をしている法人に限り、法人による連帯保証が可能です。詳細は神奈川県社会福祉協議会ホームページにてご確認ください。

◇送金方法

- ① 修学資金は年4回に分けて送金します(4月、7月、10月、1月。ただし初年度除く)。
- ② 入学準備金は入学した年の、第1回修学資金と一緒に送金します。
- ③ 就職準備金は卒業年次の、第4回修学資金と一緒に送金します。
- ④ 国家試験受験対策費は該当年度の第1回修学資金と一緒に送金します。
- ⑤ 生活費加算は 毎月20日に送金します(20日が祝祭日などの場合は前営業日)

◇返還免除について

養成施設卒業後に、神奈川県内の福祉施設・事業所等で、介護・福祉の仕事に、継続して5年間以上従事した場合は貸付金が返還免除になります。

◇返還について

- ・県内で介護・福祉の仕事に就かない場合や、退職した場合、あるいは養成施設を退学した場合などは、お貸付けした金額については全額返還となります。
- ・社会福祉士修学資金については、卒業年度の翌々年度までに国家試験に合格しない場合は全額返還となります。
- ・返還期間は、最長で貸付期間の3倍の期間です。

<介護福祉士国家資格について>

- ・養成施設卒業後、国家試験に合格することが必要となりますが、経過措置期間が設けられています。そのため、「国家試験合格による資格登録」と「経過措置による資格登録（不合格あるいは未受験だが、卒業年度の翌年度4月1日より対象業務にて従事している場合）」のいずれかで登録が可能です。ただし、本貸付事業においては、合格による登録者と経過措置による登録者では、免除・返還の条件が異なりますので、貸付決定を受けた場合に配布される「修学資金の手引き」にてご確認ください。

◇お申込みについて

本貸付資金をご希望される方は、養成施設よりお申込みください。

≪修学資金の貸付内容については神奈川県社会福祉協議会のHPでもご案内しています。≫

貸付事業詳細は神奈川県社会福祉協議会ホームページ

かながわ福祉人材センター 修学資金貸付

検索



<お問合せ先>

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター
福祉人材センター 貸付担当 電話 045-312-4816

※月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00

